

改正 2020年4月1日
2022年4月13日

2021年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 中京大学大学院（以下「本学」という。）の教務及び試験に関する事項は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 授業科目

(授業科目の区分)

第2条 学則第118条に規定する授業科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 必修科目は、修了するために必ず修得しなければならない科目
- (2) 選択科目は、修了するために各研究科・専攻の定める科目のうちから適宜選択して修得しなければならない科目
- (3) 自由科目は、単位の認定はされるが、修了所要単位には加算されない科目

2 前項第2号に規定する選択科目のうち、指定された複数の科目から選択して修得しなければならないものを選択必修科目という。

(開講科目の授業担当者の決定)

第3条 開講科目の授業担当者（以下「授業科目担当者」という。）は、前年度に開催する研究科委員会又は専攻委員会において審議決定する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目担当者が非常勤講師である場合は、非常勤講師に関する規程に基づき、学校法人梅村学園理事長が囑託を行う。

(不開講科目の決定)

第4条 やむを得ない事由等により、教育課程に設置する科目を不開講にする場合は、前年度に開催する研究科委員会又は専攻委員会において審議決定するものとする。

2 履修登録の結果、履修する学生がいなかったことが確定した科目については、研究科長又は専攻長が不開講を決定し、研究科委員会又は専攻委員会で報告するものとする。

第3章 授業及び授業科目の履修

(授業時間帯)

第5条 平常授業を行う時間帯は、次に掲げる表のとおりとする。

時限	名古屋キャンパス	豊田キャンパス
1時限	9時00分～10時30分	9時30分～11時00分
2時限	10時45分～12時15分	11時10分～12時40分
3時限	13時10分～14時40分	13時30分～15時00分
4時限	14時55分～16時25分	15時10分～16時40分
5時限	16時40分～18時10分	16時50分～18時20分
6時限	18時20分～19時50分	18時30分～20時00分
7時限	20時00分～21時30分	20時10分～21時40分

2 前項に規定する1時限から5時限を昼間、6時限及び7時限を夜間とする。

(警報発令時、災害発生時及び交通ストライキ発生時の授業等の取扱い)

第6条 警報発令時及び災害発生時の授業等の取扱いについては、中京大学防災規程施行細則に定めるところとする。

2 交通ストライキ発生時の授業等の取扱いについては、次に掲げる表のとおりとする。

判断区分	7時以前（7時を含む。）に解除	7時後（7時を含まない。）11時前（11時を含まない。）に解除	11時以後（11時を含む。）に解除
状況			

J R東海、名鉄又は名古屋市交通局の運営する交通機関がストライキを行っている場合	1 時限から平常通り	3 時限から平常通り	休講 ただし、夜間開講については、16時以後（16時を含む。）に解除の場合に限り、休講とする。
--	------------	------------	--

3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合で、授業等への影響が懸念されるときは、特別の措置を講ずることがある。

4 試験期間中は、前3項の規定を準用する。

（授業の欠席）

第7条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、欠席が30日以上にわたる場合は、その事由を所定の用紙に記入し、疾病の場合は医師の診断書を添えて、教学部教務センターに提出するものとする。

2 本学において特に指定する者については、欠席が30日未満であっても前項の取扱いに準ずる。

3 学生が次の各号に掲げる理由により授業を欠席する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、当該授業科目担当者に提出するものとする。

（1）学外実習等の履修に関わる場合

（2）「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき裁判員としての任務を果たす場合

（3）「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症に感染した場合

4 前項に規定する所定の用紙の提出にあたっては、第1号及び第2号は授業開始前、第3号は「学校保健安全法施行規則」第19条に定められた出席停止期間後とし、第2号及び第3号においてはその事由を証明する書類を添付するものとする。

（大学院教務に関する情報伝達）

第8条 大学院教務に関する情報伝達については、電子媒体を利用した情報提供ツール及び本学ホームページにおいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて学内掲示等で行うことがある。

第4章 履修登録

（履修登録の手続）

第9条 学生は、当該年度に履修する授業科目について、履修登録の手続を行わなければならない。

2 履修登録の手続を行っていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、学則第121条に規定する科目についてはこの限りではない。

（履修登録の無効）

第10条 同一曜日時限に行われる複数の授業科目は、重複して履修登録してはならない。

2 同一の授業科目は、同時履修することはできない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。

（履修登録単位数の上限）

第11条 学期ごとに履修登録できる単位数は、各研究科・専攻の定めるところによる。

（履修登録の条件）

第12条 履修登録できる授業科目は、原則として入学年度ごとに定められた教育課程に設置されたものとする。

2 履修登録は、授業科目ごとに指定された履修可能な学年又はセメスターで行わなければならない。ただし、学則第114条に規定する期間を短縮して修了すること（以下「早期修了」という。）を研究科が認めた者についてはこの限りではない。

3 本学博士後期課程に学則第114条第1項に規定する期間在学し、学則第122条に規定する単位を修得した者が引き続き研究指導を受けるために在学するとき（以下「博士後期課程在学延長」という。）は、原則として科目の履修を認めない。ただし、研究を遂行する上で有益となる等の特別の理由がある場合に限り、研究科委員会の審議を経て科目の履修を認めることができる。

（履修者数制限）

第13条 授業内容、施設等の状況によって、履修者数を制限することがある。

（履修登録期間）

第14条 履修登録は、学年暦に定める期間に行わなければならない。

(履修登録修正)

第15条 履修登録後は、学年暦に定める履修登録修正期間に限り、履修登録内容の修正を認める。当該履修登録修正期間外については、特別の理由がない限り履修登録内容の修正は認めない。

(履修指導)

第16条 学生は、履修登録及び履修登録修正を行うとき、研究指導教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。

(履修登録方法)

第17条 履修登録手続の方法は、大学院委員会の審議を経て決定し、あらかじめ学生に通知するものとする。

(履修登録取消し)

第18条 負傷及び疾病により長期にわたり履修が継続できない場合は、履修登録の取消しを認めることがある。

第5章 他の研究科・専攻授業科目及び他の大学院授業科目の履修

(他の研究科・専攻授業科目の履修に関する取扱い)

第19条 学生は、学則第121条の規定に基づき、在学中に他の研究科・専攻授業科目（以下「他研究科・専攻授業科目」という。）の履修を希望するときは、所定の期日までに、指導教員の許可を得た上で、所定の履修許可願を、所属する研究科（以下「所属研究科」という。）の研究科長（以下「所属研究科長」という。）及び履修希望科目を設置する研究科（以下「受入研究科」という。）の研究科長（以下「受入研究科長」という。）に提出しなければならない。

(他研究科・専攻授業科目履修可否審議)

第20条 所属研究科長及び受入研究科長は、学生から履修許可願を受け取ったときは、研究科委員会において当該履修の可否について審議決定する。なお、所属研究科内他専攻授業科目の履修の願い出については、研究科委員会の定めにより、審議を省略し、履修を許可することができる。

2 所属研究科長は前項に規定する審議に当たり、他研究科・専攻授業科目を履修して修得した単位等を、学生が所属する専攻（以下「所属専攻」という。）の単位として認定することの可否及び修了所要単位としての認否を併せて決定するものとする。

3 前項に規定する単位認定の基準については、第23条に定める。

(他研究科・専攻授業科目履修可否結果の通知)

第21条 所属研究科長は受入研究科の審議結果を受けて履修可否を最終決定し、申請者にその結果を通知しなければならない。

(他の大学院授業科目の履修に関する取扱い)

第22条 学生は、学則第121条の規定に基づき、他の大学院授業科目（以下「他大学院授業科目」という。）の履修及び単位の認定を希望するときは、所定の期日までに、指導教員の許可を得た上で、所定の履修許可願を、所属研究科長に提出しなければならない。

2 他大学院授業科目の履修は、学生の在学期間中であることを原則とする。ただし、研究科委員会が特別の理由があると判断する場合に限り、休学期間中の履修を認めることができる。

(他大学院授業科目履修可否審議)

第22条の2 所属研究科長は、学生から履修許可願を受け取ったときは、研究科委員会において当該履修の可否について審議決定する。

2 所属研究科長は、前項に規定する審議に当たり、他大学院授業科目を履修して修得した単位等を、所属専攻の単位として認定することの可否及び修了所要単位としての認否を併せて決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院間又は研究科間の協定による他大学院授業科目の履修等については、協定に基づくものとする。

4 第2項に規定する単位認定の基準については、次条に定める。

(単位認定基準)

第23条 他研究科・専攻授業科目及び他大学院授業科目を履修して修得した単位を所属専攻の単位として認定するに当たっては、当該科目が、所属専攻の教育課程に即したものであることを前提とし、その判断基準は別表に定める。

2 単位を認定する科目が2単位以上の場合、これを分割して認定することはできない。
(認定単位数の上限)

第24条 修了所要単位として認定できる上限単位数については、学則第121条を適用する。
(成績評語の表記)

第24条の2 他研究科・専攻授業科目及び他大学院授業科目を履修して修得した単位を所属専攻の単位として認定するときの成績評語は、学則第127条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所属研究科の他専攻授業科目を履修したときの成績評語は、S、A、B、C、D及びFとする。
- (2) 他研究科授業科目及び他大学院授業科目を修得したときの成績評語は、N(認定)とする。

第6章 研究指導

(指導教員の決定)

第25条 指導教員は、学生の研究分野及び研究領域、目標とする進路に基づき、研究科委員会又は専攻委員会が審議決定し、入学後速やかに学生に通知するものとする。

2 研究科又は専攻が、研究指導を行う上で有益であることを判断したときは、副指導教員を置くことができる。

(指導教員の変更)

第26条 研究科委員会又は専攻委員会は、次の各号に掲げる事項が生じた場合、指導教員の変更を審議決定する。

- (1) 学生が指導教員の変更を申し出た場合
- (2) 学生が自らの研究領域を変更した場合
- (3) 指導教員がやむを得ない事由により研究指導が継続できなくなった場合

(研究指導と授業科目)

第27条 研究指導は、原則として教育課程に設置する研究指導科目において行うものとする。ただし、博士後期課程在学延長者に対してはこの限りではない。

(研究指導プロセス)

第28条 研究科及び専攻は、課程ごとの研究指導プロセスを作成し、あらかじめ学生に明示しなければならない。

第7章 成績評価

(成績評価の判定)

第29条 成績評価については、定期試験及び追試験の成績又はこれに代わるレポート、報告書、授業の学修の成果等により判定する。

- 2 前項に規定する定期試験及び追試験に関することは、中京大学試験規程を準用する。
- 3 修士学位審査結果が不合格であった学生の最終学期における研究指導科目の成績評語はDとする。
- 4 修士論文未提出であった学生の最終学期における研究指導科目の成績評語はFとする。

(成績評価に関する疑義の問合せ)

第30条 学生は、成績評価に関して疑義がある場合は、授業科目の担当教員に問合せをすることができる。この場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、事前に公示される期間に教学部教務センターに提出しなければならない。

(GPA)

第31条 GPA(グレードポイントアベレージ)とは履修登録した授業科目の成績評価の評語ごとにグレードポイントを付して当該授業科目の単位数を乗じ、その総数を履修登録した授業科目の総単位数で除した値のことをいう。

- 2 前項に規定するGPA算出にあたっては、Nの評語に該当する授業及び自由科目を含まない。
- 3 第1項に規定するグレードポイントは、次に掲げる表のとおりとする。

評語	グレードポイント
S	4.0

A	3.0
B	2.0
C	1.0
N	—
D	0.0
F	0.0

第8章 入学前既修得単位

(入学前既修得単位の取扱い)

第32条 学生は、学則第121条の2の規定に基づき、入学前既修得単位の認定を受けようとするときは、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学前既修得単位認定申請書(所定の用紙)
- (2) 成績・単位修得証明書
- (3) シラバス又は授業の内容を記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、入学前既修得単位の認定を受けようとする科目が、本学大学院進学奨励学生及び本学大学院科目等履修生として修得した科目である場合は、学生は、前項第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

(単位認定の審査)

第33条 研究科長は、前条の規定により入学前既修得単位認定の申請を受けたときは、学則第121条の2の規定に基づき、研究科委員会において修了所要単位としての認否について審議決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院進学奨励学生及び本学大学院科目等履修生として修得した科目の審査については、省略することができる。

(単位認定基準)

第34条 入学前既修得単位認定を行うに当たっては、他の大学院等で修得した授業科目が、所属専攻の教育課程に即したものであることを前提とし、その判断基準は、別表に定める。

2 単位認定を行う科目が2単位以上の場合、これを分割して認定することはできない。

(認定単位数の上限)

第35条 入学前既修得単位として認定できる上限単位数については、学則第121条の2及び中京大学大学院進学奨励学生に関する規程を適用する。

(単位認定審査結果の通知)

第36条 研究科長は、入学前既修得単位認定審査結果を申請者に通知しなければならない。

(成績評語の表記)

第37条 入学前既修得単位認定を決定した授業科目の成績評語は、学則第127条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所属する研究科で修得した科目の成績評語は、修得したときに付与された成績評語とする。
- (2) 他の大学院等所属する研究科以外で修得した科目の成績評語は、N(認定)とする。

(在学期間の短縮の認定)

第37条の2 学則第150条の2の規定に基づき、研究科が入学前既修得単位を勘案した在学期間の短縮を認定するに当たっては、次の各号に定める事項について考慮しなければならない。

- (1) 入学前に修得した単位の授業科目が、所属専攻の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であること。
- (2) 短縮後の在学期間が、所属専攻において必要な研究指導に要する期間として十分であること。
- (3) 短縮後の在学期間が、学生が論文又は特定課題に取り組むに当たり要する期間として十分であること。

第9章 修了

(修了の認定)

第38条 修了の認定は、学位審査の合格及び修了所要単位数の充足の確認をもって研究科委員会が行う。

2 早期修了は、研究科委員会において、博士前期課程又は修士課程は優れた業績、博士後期課程は

優れた研究業績を上げているかについて審議し、これを認めた者に限り認定することができる。ただし、学則第132条第1項第6号に規定する入学資格によって入学した者は、早期修了の対象外とする。

(修了判定結果の通知)

第39条 学則第151条の規定により修了を認定された者には、その旨を通知する。

第10章 改廃手続

(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 第23条第1項第1号及び第31条第3項の規定は、2020年度以降の入学者について適用し、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月13日から施行する。ただし、第7条及び第30条の規定は、2022年4月1日から適用する。

別表 単位認定基準（第23条、第34条関係）

必修／選択／自由科目	他研究科・専攻授業科目修得単位	他大学院授業科目修得単位	入学前既修得単位
必修科目として認定する場合（修了所要単位に算入できる。）	学生の所属専攻に設置する必修科目との間に、内容、水準等について一対一の関係がある場合に限り、認定する。（「読替え」とする。）		
選択科目として認定する場合（修了所要単位に算入できる。）	学生の所属専攻に設置する選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合に認定する。なお、内容、水準等について一対一の対応関係までは要さない。（「読替え」でなくてもよい。）		
自由科目として認定する場合（修了所要単位に算入できない。）	学生の所属専攻に設置する科目との間に、内容、水準等について一対一の対応関係を要さない場合であっても認定する。（「読替え」はしない。）		単位認定はしない。